

第 6352 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 1月 6日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 仮想通貨の評価方法の届出

Q : 仮想通貨を取得した場合は、評価方法はどのようなのですか？

A : 評価方法の届出が必要で、届出がない場合は総平均法により評価することになります。

【解説】

令和元年の税制改正で、居住者の事業所得又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額を算定する場合における期末仮想通貨の価額は、その者が選定した総平均法又は移動平均法によることとされ、評価方法を選定しなかった場合等には、総平均法により評価した金額とされました。

したがって、仮想通貨の評価方法は総平均法か移動平均法を選定することができるのですが、仮想通貨を選定する場合には、仮想通貨を新たに取得した日等の属する年分の確定申告期限までに「所得税の仮想通貨の評価方法の届出書」を所轄税務署長に提出しなければならず、届出書を提出しなかった場合は総平均法を選定したこととなります。

ただし、経過措置として、平成31年4月1日時点において仮想通貨を有していた場合は、その時点に仮想通貨を取得したものとみなして、評価方法の選定手続を行うことが認められています。

なお、仮想通貨の評価方法は、仮想通貨の種類ごとに選定することができることとなっています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】